

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第31号

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者（以下「他の市町村長等」という。）又は他の市町村長等が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 [略]</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2及び3 [略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。